

営業所、休憩・睡眠施設並びに車庫の位置及び収容能力の 変更等申請要領

1. 手続根拠

貨物自動車運送事業法第9条第1項

2. 書類作成部数 3部 (正本1部、複本2部)

※すべての書類の欄外に捨印をお願いします。

※認可までの標準期間 1~3ヶ月

申請内容により前後します。

『事前申請』となりますので余裕を持ってご申請ください。

3. 書類の提出先

香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門

※香ト協に申請書類をお持ちいただくか、郵送いただければ代わって提出いたします。その際は、予め余裕を持って提出ください。

4. 必要書類

(1) 事業計画変更認可申請書

※新旧対照のため別紙1-1に必要事項を記載ください。

なお、書ききれない場合は様式を複製のうえ、記載ください。

(2) 車庫に関する申請の場合：申請車庫に関する確認書

※車庫の所在地は、地番まで漏れなく記入ください。

※車庫出入口周辺で、車庫の出入り口から5m以内に横断歩道、歩道橋の昇降口が有る又は20m以内に公園、小学校、幼稚園などその他これに類するものがある場合は車庫地として認められませんのでご注意ください。

※確認書記載の「車庫からオープン道路までの道路」とは、広い公道へ出るまでの道路を表します。

※オープン道路(私道)を使用する場合は別途「通行使用承諾書」が必要となります。

(3) 営業所・休憩睡眠施設・車庫平面図

※新設、変更されようとする営業所、休憩睡眠室、車庫の図面を記入ください。

その際、面積計算ができるよう寸法(m)を必ず記入ください。

※併せて別紙2を作成ください。営業所保有車両数による収容面積が変更後の車庫面積にて不足していないかを確認します。

(4) 付近の見取り図

※営業所等該当物件の付近地図(ゼンリン地図など)を添付ください。その際、ラインマーカー等で該当物件を強調ください。

(5) 施設の使用権原を証する書面

(注意)【施設の使用権限を証する書面】を参照ください。

※自己所有の場合は、土地建物の登記簿謄本を添付

※土地・建物借入の場合は、賃貸契約の写しを添付

(6) 道路幅員証明願

※車庫の出入口前面道路の幅員証明として必要となります。

(7) 用途地域証明書

※付近見取図を添付して市町役場にて請求ください。

※用途地域がされていない場合でも、証明書が必要となります。

(8) 写真

新たに設立、変更する内容についての写真を用意ください。

鮮明に写されており、状況等が確認できることが必須となります。

【必要となる写真】

- ・営業所の全景及び内部の写真
- ・休憩睡眠施設の全景及び内部の写真
- ・車庫の全景及び周辺の写真

周辺写真：前面道路、洗車設備、囲障区画など

(9) 事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

営業所を新設される場合や車庫を拡張される等の際は提出が必要となります。(営業所新設には運転者名簿の提出が必要です。)

(10) 宣誓書

I. 様式例 1

※当該申請されようとする営業所、休憩睡眠施設及び車庫について都市計画法等関係法令には抵触しないこと及び代表者等が貨物自動車運送事業法第5条各号に規定する欠格事由には該当しないことを宣誓する書類なります。

II. 様式例 3

※当該申請されようとする営業所が適正化実施機関による巡回指導の結果においてE評価でないこと等を宣誓する書類であり、書面の中に代表取締役のほか役員の記載および押印が必要となります

(注意) 【施設の使用権限を証する書面】

○自己所有の場合

土地・建物の「登記簿謄本」を添付

(最寄りの法務局にて、申請にかかる土地・建物の登記簿謄本を取得され、添付ください。)

○土地・建物借入の場合

土地・建物の「賃貸契約書（写し）」を添付

契約書内に以下の内容について記述されているかを必ず確認ください。記述がない場合は有効な書面とされない場合があります。

【契約書内に記載されるべき事項】

- ・契約日が明確であり、賃貸契約期間が2年以上であること。
このほか、契約書内に契約期間満了時に自動更新される旨の記入が必要となります。
- ・賃貸契約を結ばれる際は、土地・建物の使用目的について、営業所、車庫、休憩睡眠施設として使用することが契約書内に明確に記入されていることが必須となります。
- ・契約書内に土地・建物の地番、面積を漏れなく明記ください。